

# リソル生命の森 リソルスマイルポイント会員募集中

リソル生命の森内で使えます。  
利用するたびにポイントが  
貯まり、とってもお得！



## リソル生命の森リソルスマイルポイント会員特典

特典① 入会金・年会費 無料

特典② リソル生命の森内の対象施設で100円(税込)ごとに1ポイントが貯まる

特典③ 1ポイント1円で100ポイント単位で利用可

特典④ キャンペーン時はポイントが何倍にもなります

特典⑤ 会員様へはスマホや携帯にお得な情報を配信

**ポイントカードは以下対象施設でご利用いただけます。**

ホテルトリニティ書斎、日本メディカルトレーニングセンター、真名カントリークラブ、ターザニア、楽しい森のショップ、トリニティショップ、真名ショップ、レストランブローニュ、和食処 翠州亭、ゴルフガーデンレストラン THE GRILL

※各種会費の支払い、団体・合宿利用、婚礼・宴会利用は除く

## リソルスマイルポイントカード会員規約

### 第1条（会員資格）

会員とは、本規約を承認の上、リソルスマイルポイントカード事務局（以下「甲」という）に入会申込みを行い、甲所定の手続きを完了した方とします。なお、会員は16歳以上の方に限ります。

### 第2条（入会方法）

甲所定の入会申込書に、原則としてご利用されるお客様ご本人が必要事項を記入し、甲所定の入会場所または入会方法にてお申し込みください。

### 第3条（カードの発行・貸与）

- 1.甲は、会員お一人様につき、一枚の「リソルスマイルポイントカード」（以下「本カード」という）を発行し、貸与します。
- 2.本カードは発行当日からご利用いただけます。但し、2016年5月31日以前にお申込みされた方は、2016年6月1日よりご利用いただけます。
- 3.本カードは会員ご本人のみが利用でき、特典を受けることができます。
- 4.本カードを第三者へ貸与、譲渡、担保、相続することはできません。

### 第4条（会費）

入会金、年会費、その他、会員になるための諸費用は一切かかりません。

### 第5条（本カードの利用）

- 1.甲が指定する店舗でのお買上時、精算前に本カードを提示することで、リソルスマイルポイント（以下「ポイント」という）が付与されます。但し、下記については、原則としてポイント付与対象外となります。
  - [1] たばこ、金券類（商品券、ギフト券、チケット、プリペイドカード等への入金、切手、印紙等）、箱代等の商品。
  - [2] 自動販売機でのお買上、駐車場料金、イベント会場でのお支払等。
  - [3] 加工・修理代、送料、公共料金等の振込、税金お預かり、会費、入会金、年会費、売掛の入金等の役務。
  - [4] その他甲がポイント対象外と指定する店舗、商品、役務等。
- 2.代金のご精算またはご利用前に本カードをご提示頂いた場合に限り、ポイントを付与いたします。また、代金精算後にポイントを付与することはできません。

### 第6条（ポイントの付与）

- 1.原則として、お買上金額100円（税込）につき1ポイントを付与します。
- 2.お買上時の100円（税込）未満の端数代金にはポイントは付与されません。
- 3.原則、2枚以上の本カードのポイントは合算できません。

### 第7条（お買上商品の返品時処理）

- 1.お買上商品を返品する場合は、本カードをご提示ください。お買上時に付与されたポイントを無効とし、減算します。
- 2.無効となったポイントが既にご利用されていた場合には、甲所定の方法でご返金頂きますのでご了承ください。（1ポイント1円として換算）

### 第8条（ポイントの交換）

- 1.1ポイントごとに1円分としてご利用いただけます。ご利用は100ポイント単位となります。
- 2.ポイント残高等は、リソルスマイルポイントカードにて確認することができます。
- 3.いかなる場合においてもポイントを譲渡、換金することはできません。

### 第9条（ポイントの利用）

- 1.ポイントが利用できる店舗は、甲が別途定める指定店舗とします。
- 2.ポイントの有効期限は、最後に利用した日から1年後までとします。
- 3.ポイントによるお買上金額分は、ポイント付与対象外となります。
- 4.ポイントをご利用の際は、お釣はお渡しできません。また、いかなる場合も換金できません。
- 5.紛失、盗難等によるポイントの再発行はできません。再度、入会のお手続きをお取りください。

### 第10条（会員特典の提供）

- 1.会員特典（イベント招待、プレゼント等）は、甲所定のホームページ、または甲が配信するメールマガジンにてご案内します。
- 2.特典を利用する場合は、本カードをご提示ください。

### 第11条（会員特典の変更）

甲は、甲所定のホームページに掲示することでポイントおよびその他の会員特典について新設、変更、終了できるものとし、会員はあらかじめその旨を了承するものとします。

### 第12条（届出事項の変更）

- 1.会員の住所、氏名、電話番号等に変更があった場合は、甲にご連絡ください。
- 2.前項の届出がなく、甲からの連絡、通知が届かない場合は、甲は一切責任を負いません。また、この場合、特典が受けられないことがあります。

### 第13条（本カードの紛失、盗難、破損）

本カードを紛失、盗難、破損等した場合は、速やかに甲にご連絡ください。但し、会員または第三者に損害が生じても、甲は一切責任を負いません。

#### 第 14 条（会員資格の喪失）

- 1.以下の各号に該当する場合、会員資格を喪失し本カードは無効となります。また、積立ポイントも無効となります。
  - [1] 本カードを利用し、ポイント付与された最終月を起算月として 12 ヶ月を経過する間にポイントの付与がない場合
  - [2] 本カードの利用上において、不正行為があった場合
  - [3] 本規約に違反した場合

#### 第 15 条（会員都合による退会）

会員都合による退会の場合は、甲にご連絡ください。

#### 第 16 条（会員情報の保有、提供と利用の同意）

- 1.申込者または会員は、甲が本カードの運営、管理に必要な以下の会員情報を収集、保有、利用することに同意していただきます。
  - [1] 会員の氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス等
  - [2] ポイント付与対象店舗・商品に係る買上履歴（日付、店舗、金額、ポイント数）などの本カードの利用に関する情報
- 2.申込者または会員は、甲が定めた入会申込書の記載事項に承諾されない場合、入会後において登録の削除を求める場合、もしくは本規約を一部でも承諾しない場合、甲は入会のお断りまたは退会の手続きを取ることがあります。

#### 第 17 条（会員情報の利用）

- 1.甲は以下の目的のために会員情報を収集、保有、利用します。
  - [1] 甲が行う会員向け特典およびサービスの提供
  - [2] 各種イベント、キャンペーン、セミナーの案内、各種情報の提供
- 2.会員が上記案内、情報の提供の中止を申し出た場合、甲は業務運営上支障がない範囲でこれを中止するものとします。なお、中止の申し出は、甲にご連絡ください。

#### 第 18 条（会員情報の取扱い）

甲は、会員情報の外部への情報流出を防止するために、必要且つ適切な管理を行います。

#### 第 19 条（会員情報取扱業務の再委託）

- 1.甲は、本カードの運営における業務の一部を、甲が指定する第三者に委託することがあります。
- 2.前項の委託にあたり、会員はこれを了承するものとします。

#### 第 20 条（本規定の追加、変更、廃止等）

- 1.本規定は会員の事前承諾なく、追加、変更、廃止できるものとします。
- 2.本規定に追加、変更、廃止があった場合、甲所定の方法で通知、または公表します。また、甲の住所、お問合せ先等に変更があった場合も同様とします。
- 3.前項を通知、公表した時点をもって、全会員にその内容をご承認頂いたものとみなします。
- 4.天災、その他の非常事態等やむを得ない場合、会員への事前告知なしに、本カードの全部もしくは一部を休止することがあります。

#### 第 21 条（裁判管轄）

本規定及び本カードに関して紛争が生じた場合、千葉地方裁判所を第 1 審の専属的合意管轄裁判所とします。

平成 28 年 4 月 30 日 リソル生命の森株式会社 リソルスマイルポイントカード事務局